



Washington D.C. Political and Economic Report

ワシントン情報 (2009 / No.012) 2009年3月27日

三菱東京UFJ銀行ワシントン駐在員事務所長

Tomoyuki Oku 奥 智之

+1-202-463-0477, toku@us.mufg.jp

米国労組法改定を巡って白熱する議論

～組合が結成しやすくなる法案に、労組団体と産業界が史上最大のロビイング～

米国連邦議会では3月10日、労働組合の設立条件を大幅に簡素化する「従業員の自由選択」法案（略称カードチェック法案）が提出され、産業界と労組の対立が激化している。同法案は前会期にも提出されたが、Bush政権が反対していたこともあり、上院で否決された。今会期ではObama大統領が上院議員時代に同法案の共同スポンサーであったこと、同法案を強く支持したHilda Solis下院議員（民California）がこのほど労働長官に就任したことなどから、今会期における同法案の可決、成立の機運が高まっている。しかし同法案成立により、労組の影響力が拡大することを恐れる産業界が、法案可決阻止に向けてロビイング活動、広告キャンペーンに躍起となっていることに加え、不況の最中に産業界に新たな負担を課すことに対する懸念もあり、上院における同法案成立の見通しは立っていない。

【カードチェック法案の概要 - 労組結成がしやすくなる】

現行法の下では、従業員が会社単位で労組を立ち上げたり、既存の全国労組に参加するには、まず従業員の30%以上の署名を集めなければならない（これはカードに署名するところから、「カードチェック」と呼ばれる）。労組結成の最終目的を達成すべく、一般的には従業員は50%以上の署名を集まるのを待って、連邦政府の独立機関である全国労働関係局（NLRB）にカードを提出し、選挙開催を依頼する。その後まもなく、指定された日時に従業員は全国労働関係局のオフィスビルに出向き、無記名投票を行う。この際、従業員の過半数の賛成票が得られれば労組結成が正式に承認される、という仕組みになっている。

ところが今回議会で再提出された「従業員の自由選択」法案（Employee Free Choice Act、略称カードチェック法案）が成立すれば、ひとつには従業員による労組結成条件が大幅に緩和され、過半数の署名によるカードチェックのみで労組の正式承認が可能となる。従業員による無記名投票は選択肢として残されるが、従業員（企業側ではない）の30%以上がこれを望んだ場合にのみ可能とし、実質的には廃止も同然である。これは「署名で労組承認を受けるか、無記名投票を通じて結成するか」の『選択肢』を雇用主ではなく、従業員に与えることが目的である」と定められる。

同法案は2つ目に、同法案は企業側と労組が労働協約交渉を始めてから、90日以内に合意に達しない場合は連邦調停和解局（Federal Mediation and Conciliation Services : FMCS）に調停



(mediation) を依頼することを認める。これは現行制度の下では、労組が正式に結成されても、労働協約交渉において経営者側は協約締結に合意する義務を負わないため、しばしば協約の成立に相当な時間がかかることが問題意識としてある。新法案では、調停で 30 日以内に合意が成立しない場合は当局による裁定 (arbitration) に持ち込まれ、2 年間の法的拘束力を持つことになる。産業界は「最終的に政府が賃金、就業時間、仕事内容の詳細、就業規定に至るまで、労働協約の内容を決めることになる」として、カードチェックよりもむしろこの条項の成立を強く懸念している。

同法案には 3 つ目に、1935 年全国労働関係法 (NLRA) の違反に対する取り締まりを強化する。これは労組結成の過程において従業員が不当解雇や差別にあった場合、雇用者に過去に遡った 2 倍の給与支払いや最高 2 万ドルの罰金を課すなど、厳しい規定を盛り込んでいる。

【労組団体と産業界の間の熾烈な戦い】

同法案は今後の労使関係の勢力バランスを大幅に変えるもので、一部の企業にとっては会社の存続能力にもかかわるものであることから、本件を巡っては労組団体と産業界の間で熾烈な戦いが繰り広げられている。アメリカ労働総同盟・産業別組合会議 (AFL-CIO) を始めとする様々な労組団体は、「企業は脅しや抑圧的行為、弁護士を用いた労働協約交渉の長期化など、常習的に様々な手口を使って、従業員による労組結成、労働協約成立を妨げてきた」と主張。労働者の集団交渉権を守るために、同法案の成立を「最重要課題」として位置づけ、「不況で生活に苦しむ労働者を救う」ために一刻も早く法案を可決するよう議会に求めている。

近年著しく組織率が低下した労組にとって、Obama 政権下の民主党多数派議会が発足し、同法案の支持者で労組の支持の厚い Hilda Solis 下院議員 (民 California) が労働長官に就任した今こそ、“Payback Time” (お返ししてもらおう時) であるといわれており、テレビなどで「労働者の自由」を謳ったコマーシャルを流すなど、世論アピールにも余念がない。

一方、産業界も全米商工会議所 (USCC) や全米製造業協会 (NAM) を中心に、莫大な資金を費やしてロビイング活動と広告キャンペーンに全力を挙げている。これらの業界団体は、カードチェック法案が成立すれば「資金力の小さい小規模企業まで労組に牛耳られるようになり、労働者は労組関係者による脅しや威圧にさらされることになる。結果的に米国の雇用は減少し、経済回復とは正反対の影響をもたらすだろう。」と主張している。

Law and Economics Consulting Group (LECG) は 3 月初旬、「『従業員自由選択』法案の実証分析：経済的影響」という報告書を発表した¹。同報告書は USCC を始めとする業界団体の連合“*Alliance to Save Main Street Jobs*”の依頼を受けてまとめられたもの。カードチェック法案が成立し、労組会員が年間 150 万人増加すれば、翌年 60 万人の雇用が失われるものと分析し、

¹ Anne Layne-Farrar, *An Empirical Assessment of the Employee Free Choice Act: The Economic Implications*, Law and Economic Consulting Group, March 3, 2009.

http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1353305

Washington D.C. Representative Office



「同法案はいつ可決したとしても良い法案とはいえないが、政策関係者が雇用創出に向けて取り組むべき今のような時期においては、特に無責任な法案である」と結論している。

その他同法案に反対する意見としては、以下の点を主張している。

- しばしば署名する人間が何の目的で署名を行っているか十分に理解していない。
- 単に「頼んでいる人が友人だから」とか「断るのは面倒だから」といういい加減な理由で署名に同意したりするケースが少なからずある。
- 労組関係者による脅しや威圧を恐れた従業員が、署名を強要されるケースがある。
- 従って、実際に労働者が投票所に向いて無記名投票を行うことにより労組の結成を承認する方が、労働者の真意が正しく反映される。

【上院議会での可決は微妙】

連邦議会では3月10日、下院教育・労働委員会の George Miller 委員長（民 California）と、厚生・教育・労働・年金委員会の Edward Kennedy 委員長（民 Massachusetts）がそれぞれ法案を提出。下院法案（H.R.1409）は既に223人の共同スポンサーを集めており、下院本会議での可決はほぼ確実と見られている。しかし上院においては前会期と同様、賛成票がフィリバスター（議事妨害：長時間演説により法案を葬らせることが出来る上院の慣行）を阻止するのに必要な60票には足りないと見られており、現時点では可決は難しい状況だ。

前会期法案は46人の共同スポンサーを集めたが、今回の上院法案（S.560）の共同スポンサーは39人しか集まっておらず、民主・共和両党の中道派議員は同法案の支持表明に慎重な姿勢を示している。前会期では Bush 政権が同法案に反対し、拒否権発動を示唆していたことから、同法案が実際に成立する可能性は低いと見込んだ上で、票集めのためのパフォーマンス目的で賛成票を投じた議員もいたからだ。

【2010年議会選挙を念頭に置いた政治駆け引き】

今会期の同法案審議に際し、経済不況下で同法案が産業界に課す負担を懸念して、同法案への支持を取り下げた議員は少なくとも6人いる。その中でも労組、産業界のロビイング活動の重点ターゲットになっているのが Blanche Lincoln 議員（民 Arkansas）、Mary Landrieu 議員（民 Louisiana）、Mark Pryor 議員（民 Arkansas）、Arlen Specter 議員（共 Pennsylvania）などである。2010年の再選を目指す Lincoln 議員や Specter 議員は特に慎重な選択を迫られる。

労組結成を認めないことで知られ、カードチェック法案に強く反対している WalMart は、本件を巡って民主党系ロビイストと共に Lincoln 議員の元スタッフを雇い、同議員の取り込みを力をつけている。その一方で労組団体も、予備選挙での苦戦が予想されている Specter 議員に対し、同法案に賛成することを条件に、組合員を共和党に登録させ、予備選挙当選を助ける話を持ちかけたという。しかし Specter 議員は今週、「不況の中、カードチェック法案を成立させるのは格段に悪いタイミングである」として、同法案に反対する意向を表明した。

WalMart が拠点を置く Arkansas 州や Louisiana 州は “right-to-work states” と呼ばれ、「労働者が組合に加入しない」権利を保障している（労使間での取り決めや組合費の支払いを雇用の



条件としない) 保守的な州であり、これらの州では労組の権限拡大に対する反発が大きい。
(このような“right-to-work states”は南部と西部を中心に全米で 22 州あり、労組の影響力は小さい→本文末表 2 参照。)

また内務長官に就任した Colorado 州の Ken Salazar 上院議員 (民) の後任に指名された Michael Bennet 上院議員 (民) は 2010 年に改選となるため、同様のターゲットとなっている。サービス従業員国際組合 (SEIU) の Andy Stern 会長は、カードチェック法案が提出された 10 日に、議会堂の Bennett 議員のオフィスを訪ね、カードチェック法案の重要性を訴えると共に、「2010 年選挙における組合の議員支持の有無は、Bennet 議員が法案を支持するかどうかにかかっている」と説明したという。

Specter 議員の同法案不支持表明により、同法案の上院通過がさらに厳しい状況となったことを受け、支持派と反対派の間で妥協案が模索される可能性が指摘されている。いずれにしても民主党は現時点で上院は 56 議席あり、無所属であるが民主党寄りの 2 議員を加えて 58 議席。昨年の議会選挙で接戦であった Minnesota 州の議席が、裁判結果待ちでまだ空席となっており、民主党議席がもう 1 席増える可能性が残っているが、これらのうち 1 議員でも造反すれば同法案の可決は不可能となる。但し、共和党から賛成に回る議員がいる可能性も指摘されていることから、今後は党にかかわらず中道派議員の動きが注目される。上院での審議打ち切り、及び採決は早くも 4~5 月に行われるものと予想されているが、妥協案模索の動きがあれば 6 月まで持ち越される可能性もある。

【低下の一途を辿る労組組織率】

1983 年においては 20.1% であった米国の労組組織率は、ここ数十年の間に低下の一途を辿っている。米労働統計局が 1 月に発表したデータによると、2008 年における労組組織率は民間部門で 7.6%、公的部門で 36.8%、平均して 12.4% であった (末尾表 1 参照)。民間部門では運輸・公益事業 (ガス、水道、電気)、通信部門などでの組織率が高く、20% 前後を占めている。末尾表 2 は州別に見た労組組織率のランキングを示したものである。労組の組織率の高いのは西海岸と北東州で、15% 以上はすべて“Blue States” (民主党寄りの州) であるが、これらの州ではサービス、運輸業など、伝統的に組織率の高い産業が栄えているのも特徴である。

労組団体は「組織率が低下したのは、企業が労組結成の動きを抑圧してきたのが原因である」と主張し、カードチェック法案が成立すれば、組合会員数は初年度に少なくとも 100 万人増加するものと見ている。そうなれば当然、労組の組合費収入が大幅に増加するため、同法案は労組にとって資金力、影響力の拡大という点でも、重要な法案である。

一方で業界側は、労組結成プロセスにおいて、脅しや威圧行為があることを否定、ここ数十年間の間に労働協約のコストが著しく高まったことが、米国で伝統的に組織率の高い自動車や鉄鋼産業などの競争力を衰えさせ、結果的に労組の組織率低下をもたらしたと指摘する。

実際には、双方の言い分には幾分かの信憑性があるようだ。労組承認選挙に向けてのプロセスにおいて、雇用者側が従業員に対し脅しや嫌がらせ行為をとるケースは全くないわけではない。全国労働関係局（NLRB）のデータによると、2005年に行われた組合承認選挙の2.7%のケースにおいて、組合結成活動にかかわる従業員に対して解雇や嫌がらせなどの事実が報告されている。しかしこの数字は決して労組側が主張するほど大きなものではなく、解決策としては既存の労働法の施行強化の方が理にかなっていると主張する学术界、法曹界の意見も多い。

【「労使協調」というコンセプトに欠ける米国の労使関係】

労使関係の根本に理念の対立が存在するのはどこの国でも変わらないが、米国の労使関係は日本と違って「労使協調」という観念に欠ける。その背景には、大手企業のCEOが従業員の平均所得の350-400倍得ているのが当たり前となり、所得の格差が著しく拡大している近年の米国資本主義の実態がある。

米保険最大手のAIGによる幹部社員向け巨額ボーナス支払いに対する国民の激しい怒りがやまないのは、AIGが公的支援を受けた政府管理企業であるだけでなく、企業が雇用削減を続ける傍らで、一部の経営幹部が巨額報酬を受け取っていることに対する労働・中流階級の不満が高まっていることの表れでもある。

このような状況においては、カードチェック法案の審議を巡ってしばらくの間、産業界、労組側の双方による史上最大規模とも言われるロビイング活動が続くものと予想される。民主党政権、民主党多数派議会の下ではある程度の労組団体の勢力巻き返しが予想され、この先数年間においては労使対立の構図が一層鮮明となるだろう。在米日系企業、特に工場を持つ各社にとっても気がかりである。

(表1) 労働組合の組織率 (業種別、単位：千人)

業種	労働者全体	組合所属労働者数	組織率 (%)
民間部門	108,703	8,265	7.6
運輸・公益事業	5,544	1,231	22.2
通信	1,184	228	19.3
建設	7,652	1,195	15.6
教育	3,657	504	13.8
製造	15,131	1,723	11.4
公的部門	21,305	7,832	36.8
平均	129,377	16,098	12.4

(出所) 労働統計局、2008年データ。



(表 2) 労組組織率 (州別ランキング)

順位	高い州	組織率(%)	低い州	組織率(%)
1	New York	24.9	North Carolina	3.5
2	Hawaii	24.3	Georgia	3.7
3	Alaska	23.5	South Carolina	3.9
4	Washington	19.8	Virginia	4.1
5	Michigan	18.8	Texas	4.5
6	California	18.4	Louisiana	4.6
7	New Jersey	18.3	South Dakota	5.0
8	Connecticut	16.9	Mississippi	5.3
9	Nevada	16.7	Tennessee	5.5
10	Illinois	16.6	Utah	5.8

注：赤字で示した州は、州法で「労働者が組合に加入しない」権利を保護している“right-to-work states”。
 (出所) 労働統計局、2008年データ。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaaee493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。